

2011 (H23) 年 6 月 1 日

東京環境測定センターニュース

(N o . 1 6 3 号)

記事内容及び環境測定、分析に関する技術的御質問、お問い合わせについては、
技術営業部 五十嵐 TEL(03)3895-1924 に願います。

1. 今夏の節電対策における騒音振動について

2011年3月11日に発生しました東日本大震災の影響により各地の原子力発電所が稼働できない事態等により今夏は大規模な節電を実施しなければ電力供給が逼迫するおそれがあります。これを受けて全国、特に東日本では一般家庭から企業に至るまで様々な節電対策を講じる状況にあります。

その中で、各企業・事業所において自家発電装置を用いた電力カバーと電力ピークタイムを避けて操業時間を調整する事例が増えてきていますが、この場合、各事業所近隣の住民と騒音・振動に関するクレーム等の発生、もしくは環境基準の超過事例が発生するおそれがあります。既に本年5月30日付にて環境省より今夏の電力需給対策において騒音・振動規制の取扱いについて柔軟に運用されたい旨の通達が出されていますが、本年6月20日付でも重ねて同様の通達が出されています

弊社では、敷地境界における騒音振動測定も手がけており、今夏の電力対策として自家発電等採用される所において騒音振動対策についてお困りでしたらご相談下さい。

2. 土壌汚染の未然防止等マニュアルの公開

本年6月28日付にて、環境省より「土壌汚染の未然防止等マニュアル」が公表されます。これは、土壌汚染の未然防止対策や工場等の操業中から実施可能な土壌汚染対策について、関係事業者等の取組の参考となるよう編集されたもので、①人為的な要因による漏洩等により土壌汚染を新たに生じさせないための教訓となる事例情報、②土壌汚染の早期発見のためのチェックポイントなどの事項等を取りまとめたものです。

マニュアルは環境省のホームページより全文が入手可能です。入手先は以下のリンクよりできます。

⇒ <http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

3. 水質汚濁防止法の一部改正について

本年6月14日に成立した「有害物質の使用又は貯蔵を行う施設の構造等に関する基準の遵守義務等を規定する水質汚濁防止法の一部を改正する法律」において特定施設の部分に追加が生じています。本改正において、特定施設の設置の届出について当該特定施設が有害物質使用特定施設である場合、特定施設の設備についても届け出る義務が生じることになりました。これは有害物質を使用する特定施設において、設備の老朽化もしくは不適切な使用等によって有害物質が漏出し地下水汚染等を引き起こすことを防止する目的で制定されたものです。

当該施設の設備については構造等に関する基準を遵守しなければならないこと、都道府県知事は当該基準を遵守するよう命令できること、施設の構造や使用方法等について定期的に点検しなければならないことが定められています。

今月は、以上です。

センター設備紹介 (Vol. 19)

放射能測定器(ガイガーカウンター) モデル900(写真上)
GMサーベイメータ TGS-121(写真下)



写真上の装置は、 α 線、 β 線、X線、 γ 線の4種類の放射線を測定することができます。サイズは奥行170mm×幅74mm×高さ30mmとコンパクトで、単4電池3本で動きます。放射線量率は、 $0.01 \mu\text{Sv/h} \sim 1000 \mu\text{Sv/h}$ まで、放射線量累計値は、 $0.001 \mu\text{Sv} \sim 999999\text{Sv}$ まで測定可能です。

写真下の装置は、 β 線、 γ 線の2種類の放射線を測定することができます。サイズは奥行240mm×幅120mm×高さ190mmで、単2電池4本で動きます。放射線量率は、 $0.1 \mu\text{Sv/h} \sim 300 \mu\text{Sv/h}$ まで測定可能です。